

平成21年度独立行政法人国立健康・栄養研究所の無駄削減取組目標

平成21年 8月 3日

独立行政法人国立健康・栄養研究所が平成21年度に取り組む行政支出の無駄削減に向けた目標及び具体的取組について以下のとおり定める。

第1 目標

業務支出の無駄削減に取り組むため、「行政支出総点検会議」の指摘事項（平成20年12月1日取りまとめ）を踏まえ、業務支出全般について、事業の実施状況の調査や必要性の点検等を行うこととする。

また、無駄削減には、職員一人一人の意識改革が不可欠であることから、職員の無駄削減・コスト意識の醸成を行うための研修の実施や、人事評価制度における無駄削減の取組の人事評価への反映を実施することとし、徹底的な無駄の排除に取り組む。

第2 目標達成のための具体的取組

1 無駄削減に向けた職員の意識改革

① 「無駄削減」及び「業務効率化」に関する取り組みの人事評価への反映

「無駄削減」について人事評価制度に反映させるべく、「無駄削減」を行い業務をより効率的に行うことを目指設定に定めるよう周知することとする。

② 「無駄削減」等に係る取組の職員からの提言募集

職員より「無駄削減」等に係る提言を募集し、有効な「無駄削減」に資する提言については、職員に周知のうえ、取組として実践することとする。

2 行政支出等の見直し

① 公益法人への支出の見直し

平成21年度予算の執行にあたっては、競争性のある契約方式への移行等の見直しを行い、引き続き支出の節減に取り組むこととする。

② レクリエーション経費の廃止

レクリエーション経費の支出は、引き続き行わない。（平成21年度において予算措置なし）

3 行政コストの節減・効率化

① 「随意契約見直し計画」の着実な実施

随意契約により調達を行っている契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）に基づき、競争性の高い契約方式に移行することとする。
なお、随意契約見直し計画のフォローアップを公表することとする。

② 実質的な競争性を確保するための取組の実施

一般競争入札や企画競争に移行したものの、一者応札・応募となっているものなど、競争性のある契約方式への移行が形の上だけのものにとどまるものないよう、『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』（平成21年7月14日公表）に基づき、次の取組を実施することとし、内部監査で確認を行うこととする。

〈公示に関する事項〉

- ・ 公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・ 公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・ 公示は、可能な限り開庁日で10日間以上を確保する。

〈資格要件に関する事項〉

- ・ 資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

〈仕様等に関する事項〉

- ・ 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

〈参加者への配慮に関する事項〉

- ・ 契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

③ 「業務運営の効率化に伴う経費節減等」の着実な実施

「厚生労働省行政効率化推進計画」（平成20年12月26日改定）に基づきこれまで取組を進めてきており、一定の成果が上がっているところであり、この取

組を一層推進することにより更なる無駄の削減に取り組むこととする。

具体的には、

- ・ 自転車の導入
- ・ 事務用品の一括調達、法人単位での一括調達、コピー機等の複数年度のリース契約等公共調達の効率化に資する取組を一層推進する。
- ・ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の更なる削減に取り組む。

④ 自動車関係経費の支出の見直し

自動車管理及び自動車運転業務委託契約については、平成21年度予算において精査を行ったところであるが、官用車の利用実績に鑑み更に期間の短縮・廃止に向けて見直しを行い、引き続き支出の節減に取り組むこととする。

4 予算の執行状況の把握

事務部会計課職員が中心となって、各プログラム・センターの予算の執行状況を把握することとする。

5 取組状況等の公表

以下の事項についてホームページ等により公表を行う。

- ① 取組目標及び取組実績
- ② 公益法人への支出実績（※）
- ③ タクシ一代の支出額

※公表項目：支出先、契約内容、契約金額、契約方式等

6 外部有識者からの意見聴取

当該取組目標に掲げる取組の実施にあたっては、必要に応じて、外部有識者から意見を聴取することができるものとする。

第3 その他無駄削減のための取組

1 会計検査院等からの意見等への対応

会計検査院からの意見、行政評価・監視結果に基づく勧告等外部からの無駄遣いの指摘については、速やかに改善措置を講じるとともに指摘事項の内容について法人内で情報の共有化を図ることとし、同様の問題がないか点検を行うこととする。

更に他法人や他省庁への指摘事項のうち、参考となる事例については当法人にお

いても同様の問題がないか点検を行うこととする。

2 その他

他法人における先進事例については、積極的に取り入れて実施することとする。